

国民健康保険 被保険者の皆様へ



1. 国民健康保険証の廃止について

(1) 従来の保険証は、令和 6 年 12 月 2 日に廃止されます

- ・国から示されたマイナンバーカードと健康保険証の原則一本化の方針に基づき、従来の健康保険証は令和 6 年 12 月 2 日に廃止され、新規発行が終了します。
- ・廃止の時点で発行済みの健康保険証は、令和 7 年 3 月 31 日までは引き続き使用することが可能です。

(2) マイナ保険証の利用申込みは病院の受付でも OK

- ・マイナンバーカードを医療機関・薬局にお持ちいただくと、健康保険証として利用するための申込み手続きが可能です。

2. 国民健康保険証廃止後の予定について

(1) マイナ保険証を所有していない方には、「資格確認書」が交付されます

- ・令和 6 年 12 月 2 日以降、マイナ保険証を所有していない方には、健康福祉課 国保係から資格確認書が交付されますので、引き続き保険診療を受けることができます。
- ※ 国では令和 6 年 12 月 2 日以降、現行の保険証が使用可能な方には、その間は、資格確認書を交付しない運用を想定しています。

< 資格確認書とは >

- ・マイナンバーカードによるオンライン資格確認ができない方の加入している健康保険を確認するためのものです。
- ・氏名・生年月日、被保険者等記号・番号、保険者情報等が記載されます。
- ・「国民健康保険資格確認書」は、原則、本人の申請に基づき宜野座村役場 国保係が速やかに交付します。
- ・資格確認書の有効期間が終了した際は更新されます。

< 申請なしで資格確認書が交付される方 >

- ・マイナンバーカードを取得していない方
- ・マイナンバーカードを取得しているが健康保険証の利用登録をしていない方
- ・マイナンバーカードの健康保険証利用登録を解除した方
- ・マイナンバーカードの電子証明書の更新を失念した方
- ・マイナンバーカードを返納した方

(2) マイナ保険証を所有している方には、「資格情報のお知らせ」が交付されます

- ・マイナ保険証の所有者が自分の加入している健康保険を簡易に把握できるよう、新規資格取得時や 70 歳以上での負担割合変更時等に「資格情報のお知らせ」が健康福祉課 国保係から交付されます。
- ・オンライン資格確認の義務化対象外の医療機関で、マイナ保険証と一体で携帯することで受診可能になります。

3. マイナンバーカードの取得は任意です

- ・マイナンバーカードは、村民の申請に基づき交付されるものであり、取得は任意です。